

医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（一部規定抜粋）
（平成 15 年 6 月 12 日付医政発第 0612004 号）

5 臨床研修病院の指定の基準

（1）基幹型臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、基幹型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、基幹型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

ア 臨床研修省令第 2 条に規定する臨床研修の基本理念にのっとりた研修プログラムを有していること。

イ 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 19 条第 1 項第 1 号に規定する員数の医師を有すること。

ウ 救急医療を提供していること。

エ 臨床研修を行うために必要な症例があること。

「臨床研修を行うために必要な症例があること」とは、「臨床研修の到達目標、方略及び評価」の「I 到達目標」を達成するために必要な症例が確保されていること。入院患者の数については、年間 3,000 人以上であること。

オ 臨床病理検討会（CPC）を適切に開催していること。

カ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

キ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

ク 研修管理委員会を設置していること。

ケ プログラム責任者を適切に配置していること。

コ 適切な指導体制を有していること。

サ 研修医の募集定員が、研修医の適正配置の観点から適切であること。

シ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

ス 研修医の募集及び採用方法が臨床研修の実施のために適切なものであること。

セ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

ソ 協力型臨床研修病院として研修医に対して臨床研修を行った実績があること。

タ 協力型臨床研修病院、臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る）と連携して臨床研修を行うこと。

チ 臨床研修病院群を構成する関係施設相互間で緊密な連携体制を確保していること。

ツ 協力型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、5(2)の協力型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

テ 臨床研修を行うために必要な診療科を置いていること。

ト 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

ナ 第三者による評価を受け、その結果を公表することが強く推奨されること。

ニ 医療法第 30 条の 23 に基づき地域医療の確保のための協議や施策の実施に参加するよう都道府県から求めがあった場合には、これに協力するよう努めること

14 臨床研修病院の指定の取消し

都道府県知事は、臨床研修病院が次のいずれかに該当するときは、法 16 条 2 第 4 項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。

- ア 臨床研修病院の区分ごとに、前述 5 (1) 及び(2)のそれぞれの臨床研修病院の指定の基準に適合しなくなったとき（5 (1)エの基準にあたっては、2 年以上にわたり基準に適合しなかったときに限る。）
- イ 前述の 5 (3)イに該当するに至ったとき。
- ウ 前述の 7、9 ((1)エを除く。)、10((2)ウを除く。)、11、12 及び 13 ((1)ウを除く。) に違反したとき。
- エ その開設者又は管理者が、後述の 17(1)の指示に従わないとき。
- オ 2 年以上研修医の受入がないとき。
- カ 協力型臨床研修病院のみに指定されている病院が臨床研修病院群から外れたとき。

25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

(2) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。

- ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
- イ 地域における研修医の確保に関すること。
- ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
- エ 地域における指導医の確保、養成に関すること
- オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
- カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。
- キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。

第3 当面の取扱い

1 趣旨

医師臨床研修制度の実施に伴い、医療機関において医師の確保が困難となる可能性など、地域医療に与える影響を懸念する指摘があることから、当分の間は臨床研修病院の指定基準について、以下の取扱いとするものであること。

2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について

- (1) 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成 21 年 4 月 28 日公布 厚生労働省令第 105 号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、平成 24 年 4 月 1 日以降、前述第 2 の 5 (1)エの基幹型臨床研修病院の指定基準を満たさない場合にあっては、都道府県知事は、個別の実地調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができると認められる場合に限り、基幹型臨床研修病として指定を継続するものであること。